

いじめ対応行動マニュアル（R7.10～）

基本理念

- いじめは全ての児童に関係する問題であり、日常の中に潜んでいる可能性を常に意識しておくこと。
- 絶対に一人で抱え込まない。すぐに報告を行い、全教職員で万全の対応を行うこと。
- 常に被害者の立場に立って考え、子供の命に関わる問題であることを念頭に置くこと。

いじめ早期発見の努力事項

【本人・保護者からの発見】

- 相談しやすい関係づくり
(学校生活アンケートに基づく相談活動・日記指導・家庭との連絡・学級通信)
- 教職員間の情報交換（職員会議・終礼）
- 相談窓口の周知徹底（tetoruの活用）

【本人・保護者以外からの発見】

- 学校生活アンケートの定期的な実施
- 傍観者をつくらず支援者・告発者を創り出す学級経営
- 人権・同和教育による支持的風土づくり
(人権感覚を磨き、自らを高める。)
- 地域及び関係機関との連携

どんな小さな情報もキャッチし、変化や違和感を見逃さない体制

いじめをキャッチしたときの行動

